

**宮崎県立宮崎病院パンフレット（診療案内）及び病院年報作成業務
企画提案競技実施要領**

1 業務の目的

大正10年（1921年）に開設された宮崎県立宮崎病院は、宮崎市中心部に位置し、多数の診療科を有する全県レベルの中核病院であり、がん診療を中心とした高度医療の提供、救急医療をはじめとした急性期医療の提供、政策医療の提供等の役割を担っている。

今後も当院が高度急性期医療を担い、その役割を果たしていくためには、地域の医療機関（かかりつけ医）との連携が重要であると同時に、県民に対してわかりやすく広報する必要があることから、「パンフレット（診療案内）」を作成する。併せて、前年度の実績を紹介する「病院年報」を作成する。

2 業務の名称

宮崎県立宮崎病院パンフレット（診療案内）及び病院年報作成業務

3 業務の内容

別紙「宮崎県立宮崎病院パンフレット（診療案内）及び病院年報作成業務委託仕様書」のとおり

4 委託期間

委託契約締結日から令和2年9月30日まで

5 委託料の上限額

3,146,000円（消費税及び地方消費税額含む。）を上限とする。

※ この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではありません。

※ パンフレット（診療案内）及び病院年報作成料のほか、情報収集にかかる費用、打合せ費用等すべての経費を含みます。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後となります。

6 業務の処理

- （1） 委託業者は、業務の内容及び範囲について、県（発注者）と十分打ち合わせを行い業務の目的を達すること。
- （2） 委託業者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、県へ提出すること。
- （3） 委託業者は、業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告し、その内容について、承認又は指示を受けること。

7 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (2) 本件業務の企画提案書提出の日までに、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者であること。
- (3) 宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。

8 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 実施公告 | 令和2年6月8日（月） |
| (2) 参加申込期限 | 令和2年6月15日（月） |
| (3) 質問票受付期限 | 令和2年6月18日（木） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和2年6月24日（水） |
| (5) 審査結果通知 | 令和2年6月30日（火）※予定 |

9 企画提案競技について

- (1) 企画提案競技への参加申込
 - ア 提出期限：令和2年6月15日（月）午後5時まで（必着）
 - イ 提出先：本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛
 - ウ 提出方法：企画提案競技参加申込書（別紙1）に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 企画提案競技にかかる質問

本企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票（別紙2）を令和2年6月18日（木）午後5時までに本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛にFAX又は電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。また、必要があれば、参加申込者の全員に電子メールで送付することとする。
- (3) 「企画提案書」の提出
 - ア 各者の提案は、1者1案とする。
 - イ 下記の内容を記載し、A4判1冊にまとめること。
（記載項目）
 - (ア) 企画提案競技参加者の概要
 - ① 氏名又は名称

- ② 所在地
- ③ 代表者
- ④ 担当者職氏名
- ⑤ 担当者連絡先（電話、ファクシミリ、電子メール）
- ⑥ 類似業務の履行実績（直近2年以内）
- (イ) 提案内容
 - ① コンセプト
 - ② 内容説明（工夫している点等）
 - ③ 誌面構成
 - ④ 業務進行スケジュール
- (ウ) 見本（パンフレット（診療案内）・病院年報別に作成）
紙質や綴じ方が確認できる見本（内容は問わない。）
- (エ) 見積書（様式指定なし。）
企画費、製版費、印刷費等、項目別に見積ること。

ウ 提出部数8部（A4判）

正本1部、副本7部

※ 上記（ウ）の見本及び上記（エ）の見積書については、正本1部のみの提出で結構です。

エ 提出期限・提出先・提出方法

- (ア) 提出期限：令和2年6月24日（水）午後5時まで（必着）
- (イ) 提出先：本要領「10 問い合わせ及び書類提出先」宛
- (ウ) 提出方法：持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても令和2年6月24日（水）午後5時必着とする。）

(4) 誓約書（別紙3）の提出

暴力団及び暴力団員等と関与がなく、事業受託にあたり関与しないことを誓約すること。なお、提出期限・提出先・提出方法については、上記（3）エと同様とする。

(5) 審査方法・基準

書類審査による企画提案競技方式（ただし、必要に応じてヒアリングを行うことがある。）とし、以下の審査基準により、提出された企画提案書及び見積書を審査し、最優秀提案を1件選定する。

なお、審査は別に定める審査要領に基づき行うものとする。

【審査基準】

ア パンフレット（診療案内）

- ・一般の県民及び地域の医療機関が興味を持ちやすいデザインとなっているか。
(25点)
- ・手に取った方が情報を容易に取得できるよう、誌面構成及びフォント等が工夫されているか。(25点)

イ 病院年報

- ・見やすいようデザイン、誌面構成及びフォント等が工夫されているか。(20点)

ウ 共通事項

- ・作成にあたって、適切なスケジュールが組まれているか。(10点)
- ・内容、デザイン、企画等の見積金額は適当か。(10点)
- ・直近2年以内に類似業務の履行実績があり、豊富な経験を有しているか。(10点)

(6) 審査結果の通知

審査結果については、選定・不選定にかかわらず文書にて通知する。

(7) 契約の締結等

ア 上記(5) 審査基準により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。

イ 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

ウ 契約については、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

エ 契約保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第82条の規定による。

(8) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき

イ 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき

ウ 同一人が二件以上の提案をしたとき

エ 提案に関してその他不正の行為があったとき

オ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき

カ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

(9) 著作権

ア 今回作成する著作物の一切の著作権については、県に帰属するものとし、県で別途発注する印刷物等（他業者が作成する場合を含む。）において使用できるものとする。

イ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(10) その他

ア 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

イ 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。

ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任

は、提案者が負うこととする。

10 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8510 宮崎県宮崎市北高松町 5 番30号

宮崎県立宮崎病院 医事・経営企画課

経営企画担当（池野）

電 話 0985-24-4181

ファクシミリ 0985-28-1881

電 子 メ ー ル miyazaki-hp@pref.miyazaki.lg.jp